

大阪市告示第488号

大阪市立扇町プールについて、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号。以下「プール条例」という。）第8条第3項の規定に基づき、次のとおり利用料金の額を承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

令和6年4月1日

大阪市長 横山英幸

1 屋内プールの利用料金

区 分			単 位	利 用 料 金	
扇町プ ール	水泳場 (25 m プ ール)	専用使用		1回2時間	19,000 円
				超過時間1 時間までご とに	9,500円
	個人使 用	16歳未満の者（以下 「子ども」という。） 及び65歳以上の者（以 下「高齢者」とい う。） その他の者		1人1回	350円
				回数券11回 分	3,500円
				1人1月	2,450円
				1人1回	700円
				回数券11回 分	7,000円
				1人1月	4,900円
	水泳場 (屋外プール)		子ども及び高齢者	1人1回	150円
			その他の者	1人1回	400円
トレー	団体使	高齢者	1人1回	250円	

	ニング場	用	高等学校(これに準ずるものを含む。以下同じ。)の生徒(高齢者を除く。)又は18歳未満の者(以下「高校生等」という。)	1人1回	350円
			その他の者	1人1回	550円
	その他の個人使用	高齢者	1人1回	300円	
			回数券11回分	3,000円	
			1人1月	3,000円	
		高校生等	1人1回	400円	
			回数券11回分	4,000円	
			1人1月	4,000円	
		その他の者	1人1回	600円	
			回数券11回分	6,000円	
			1人1月	6,000円	
		水泳場及びトレーニング場のセット使用(25メートルプール及びトレーニング場に係るものに限る。)	高齢者	1人1回	500円
	回数券11回分			5,000円	
	1人1月			4,250円	
高校生等	1人1回		850円		
	回数券11回分		8,500円		

					1人1月	7,000円	
					その他の者	1人1回	1,000円
						回数券11回分	10,000円
						1人1月	8,500円
	扇町プール限定の水泳場（25mプールのみ）及びトレーニング場のセット使用	高齢者			1人1月	3,500円	
		高校生等			1人1月	4,000円	
		その他の者			1人1月	6,500円	
体育場	午前9時から正午	正午から午後3時	午後3時から午後6時	午後6時から午後9時	午後9時から午後10時（平日のみ）	午前9時から午後9時	
	1,200円	1,800円	1,800円	2,400円	600円	7,200円	
卓球台	1台1時間までごとに					400円	
備 考							
<p>1 この表において、「団体使用」とは、個人使用のうち責任者に引率された使用料の額が同一である10人以上の者で構成された団体による使用をいう。</p> <p>2 この表において、「水泳場及びトレーニング場のセット使用」とは、個人使用のうち、1の日に1のプールの水泳場及びトレーニング場（以下「水泳場等」という。）を各1回併せて使用するための使用券による使用並びに1の月に1のプールの水泳場等を併せて使用するための定期券による使用を</p>							

いう。

3 扇町プール限定のセット使用にかかる定期券は、それぞれ該当のプールのみで使用できるものとし、表中1月とは、当該定期券の購入日より1月とする。

4 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）における水泳場の専用使用及び扇町プール体育場に係る利用料金は、本表の金額のそれぞれ2割増とする。ただし、日曜日、土曜日及び休日における「深夜」の料金区分を設けないものとする。

5 この表に掲げるプールの施設の使用許可を受けた者が、入場料の類を徴収する場合における水泳場の専用使用に係る利用料金は、この表に定める金額（土曜日、日曜日及び休日にあつては、前項の規定により2割増しした金額）の3倍に相当する額とする。

6 この表にかかわらず、水泳場を30人以上の団体で使用する場合における当該各施設の個人使用に係る利用料金は、次の各号に掲げる団体の区分に応じた額とする。

- | | |
|--------------------|---------------|
| (1) 30人以上50人未満の団体 | 利用料金の9割に相当する額 |
| (2) 50人以上100人未満の団体 | 利用料金の8割に相当する額 |
| (3) 100人以上の団体 | 利用料金の7割に相当する額 |

2 実施年月日

令和6年4月1日から

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)